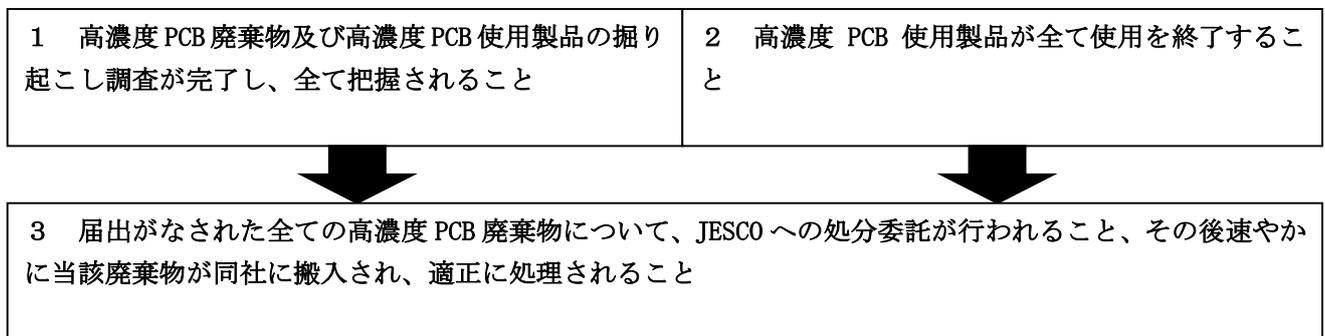


北九州事業対象地域における PCB 特別措置法による高濃度 PCB 廃棄物の早期処分に
向けた取組について

平成 29 年 3 月
環境省産業廃棄物課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を達成するためには、計画的処理完了期限内に次の図の各項目を全て達成することが必要である。特に、北九州事業対象地域の変圧器、コンデンサー等の計画的処理完了期限が平成 31 年 3 月 31 日であり、この 1 年前の平成 30 年 3 月 31 日に処分期間の末日を迎える。この状況を鑑み、以下の各項目の完了に向けて、環境省では関係者と連携の上、29 年度に以下の取組を行う。



1. 高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査が完了し、全てが把握されること

高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特別措置法」という。）に基づき都道府県市が行っているところであるが、国としても各都道府県市の取組を支援するとともに、その進捗状況のフォローアップを行うこととしており、平成 28 年 12 月に、期限内処理の達成に向けた掘り起こし調査の完了に向けた手順を追加した「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」（参考資料 1 - 3）の改訂、年 2 回の PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会の開催等による関係者の連携強化に努めてきたところ。

北九州事業対象地域の変圧器及びコンデンサー等については、平成 29 年度末に処分期間の末日を迎えることから、処分期間内に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に処分委託を行うために十分に先だって掘り起こし調査を完了する必要があることに鑑み、毎年冬に行う PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）について、掘り起こし調査に係る部分を夏頃にも追加的に実施し、取組状況の進捗を確認する。

加えて個別のフォローアップとして、これまで北九州事業対象地域 36 県市（北九州市を除く。）中 30 県市に個別にヒアリングを実施し、進捗状況の確認、優良事例及び課題の把握及び共有に努めてきたところ、残り 6 県市についても年度当初に訪問しヒアリングを実施する。

また、平成 29 年度から、環境省では、九州地方環境事務所新たに担当官を 1 名増員するとともに、九州地方環境事務所及び中国四国地方環境事務所それぞれ任期付き職員 3 名を増員し、よりきめ細やかなフォローアップを実施するとともに、掘り起こし調査の未回答事業者等への指導について、各県市

と連携し実施する。

さらに、「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援業務」により、各都道府県市が行う掘り起こし調査対象事業者からの問い合わせに対応するための共同窓口の設置、各都道府県市の職員が現地調査・立入検査等を行う上で、PCB 廃棄物等の判別方法等に係る専門的・技術的助言を行うための専門家派遣を行う。

なお、高濃度 PCB 使用電気工作物については、PCB 特別措置法では適用除外となり電気事業法により規制されているところ、掘り起こし調査についても一義的には同法に基づき完了することとなるが、特例処分期限日を過ぎたものは廃棄物とみなすことから、引き続き、都道府県市の掘り起こし調査に併せて調査を行うなど、連携して取り組む。また、連携の観点では、高濃度 PCB 廃棄物についても、電気主任技術者による周知の協力や掘り起こし調査の回答支援等の連携も行っている。【資料 1-3-2 参照】

2. 高濃度 PCB 使用製品が全て使用を終了すること

高濃度 PCB 使用電気工作物については、PCB 特別措置法では適用除外となり電気事業法により規制されているところ、高濃度 PCB 使用電気工作物の使用の終了についても一義的には同法に基づき指導することとなるが、特例処分期限日を過ぎたものは廃棄物とみなすことから、引き続き、関係者で連携して取り組む。【資料 1-3-2 参照】

3. 届出がなされた全ての高濃度 PCB 廃棄物について、JESCO への処分委託が行われること、その後速やかに当該廃棄物が同社に搬入され、適正に処理されること

処分期間内又は特例処分期限日までの JESCO への登録手続き及び処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、PCB 特別措置法及び電気事業法届出データと JESCO 登録データの突合を行い、未登録事業者を迅速に把握し、当該事業者に対して県市及び JESCO と連携して、登録手続きに向けた指導を行う。【資料 1-3-3 参照】

環境省としては、中小企業等においても円滑に処理が行われるよう、引き続き都道府県市と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を造成する。また、前述のとおり地方環境事務所の体制を強化し、未処理事業者への指導について、各県市と連携し実施する。

加えて、PCB 特別措置法においては、処分期間内又は特例処分期限日までに高濃度 PCB 廃棄物を処分委託しない場合に都道府県市が改善命令を行うことができることとされている。また、保管事業者が不明等により処分ができない場合等においては、行政代執行を行うことができるとされていることから、環境省では、製造事業者等と協調し行政代執行の支援のための基金を造成するとともに、行政代執行の実施に当たって自治体側に求められる具体的な手続きや支援の方法等について、平成 29 年度前半には、環境省の通知等により自治体等の関係者に周知を行うこととする。【資料 4-2 参照】